

令和4年分

所得税の確定申告・住民税の申告についてのお知らせ

本年も所得税の確定申告及び住民税の申告時期となりました。下記のとおり、所得税・住民税の申告受付を行いますので、対象となる方は申告をお願いします。

申告の対象となる方

令和4年中に所得のあった方で下記に該当する方が対象です。

- (1) 給与所得者（給料、賃金、年金などの支払いを受けた方）で、次に該当する方。
 - ア) 給与所得以外に他の所得（事業・配当・不動産等の所得）のあった方
 - イ) 2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方で年末調整をしていない方
 - ウ) 医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を受けようとする方
 - エ) 給与所得者で年の中途で退職された方で年末調整をしていない方
- (2) 自営業の方や、土地や建物等を売った方。
- (3) 一定額以上の年金収入のあった方。
(申告の必要の有無が分からない場合は、役場住民課税務係までご相談下さい。)

確定申告に必要なもの

下記のものは該当がないもの以外、必ずご用意いただきますようお願いいたします。

- (1) 令和4年中の収支がすべてわかる書類
(給与や年金などの源泉徴収票、売上・仕入・経費等の帳簿等)
- (2) 個人番号通知カード又は個人番号カード
- (3) 本人確認のための書類等
運転免許証やパスポート、健康保険証などのいずれか1つをお持ちください。
※個人番号カード(顔写真付きのカード)をお持ちの方は不要です。
- (4) 扶養親族がいる方は、その方の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
※カード又は番号を記載した書類等をお持ちください。
- (5) 還付又は納税用の預貯金口座番号(申告者名義のもの)
- (6) 生命保険・個人年金・損害保険・地震保険の証明書、医療費通知(原本)または領収書などの控除の対象となる関係書類
※新型コロナウイルス感染症対策および受付時間短縮のため、医療費控除を受ける方は領収書等の「事前計算」のご協力をお願いいたします。(希望者には、記入用の明細書を送付しますので、裏面下部の連絡先までご連絡ください。)
- (7) 社会保険料の任意継続の領収書、国民年金の領収書又は口座引落の通帳

申告期間・受付場所

○2月16日(木)～3月1日(水)各地区にて出張窓口を開設します。(以下をご確認ください。)

○2月16日(木)～3月15日(水)住民課税務係(役場庁舎1階)

なお、2月16日(木)～3月1日(水)の期間は出張窓口対応に伴い、役場窓口係員の数が限られるため、混雑時は長時間お待ちいただくことも想定されます。各地区にてご来場可能な方は、出張窓口での申告をおすすめいたします。

※還付申告は、2月6日(月)より受付を行います。受付時の混雑を避けるため、できる限り早期の申告をお願いいたします。(土・日・祝日は受付いたしかねます、ご了承ください。)

月 日	対 象	会 場	時 間
2月16日(木)	浅茅野・浅茅野台地	浅茅野交流センター	10:00～12:00
2月17日(金)	浜 鬼 志 別	浜鬼志別総合管理センター	10:00～12:00
2月20日(月)	小 石	小石交流センター	10:00～12:00
2月21日(火)	鬼 志 別	猿 払 村 役 場	9:30～16:00
2月27日(月)	猿 払	猿 払 地 域 集 会 所	10:00～12:00
2月28日(火)	浜 猿 払	浜猿払交流センター	10:00～12:00
3月1日(水)	知 来 別	知来別研修センター	10:00～12:00

※受付開始直後および終了間際は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染症対策の観点からも時間に余裕のある方は混雑が予想される時間帯を避けてお越しください。

※当日都合により申告できなかった方は、3月15日(水)までに必ず申告を行ってください。

e-Taxで確定申告(マイナンバーカードをお持ちの方)

マイナンバーカードをお持ちの方は、PCやスマホから「e-Tax」を利用して確定申告ができます。

《e-Taxを利用すると・・・》

○自宅で確定申告ができる！

役場の窓口や税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。会場での混雑が避けられるので安心です。

○還付がスピーディー！

「e-Tax」で提出された還付申告は提出後2～3週間程度で処理されるため、書類による申告に比べ還付が早くなります。

他にも24時間受付や添付資料が省略できるなどのメリットがあります。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひこの機会にご活用ください。



猿払村役場住民課税務係

電話：01635-2-3133 (住民課直通)